

## 住基ネット利用事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について

**1. 概要**

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）による社会保障・税番号制度の導入に伴い、滋賀県の住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、個人番号をその内容に含む個人情報保護ファイル（特定個人情報ファイル）を保有していることから、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられている。

また、特定個人情報保護評価に関する規則第 15 条および特定個人情報保護評価指針第 6 の 2（4）により、特定個人情報保護評価書の直近の公表日から 5 年を経過する前に評価の再実施をするよう努めることとされており、平成 27 年 5 月に作成・公表して以降、これまで必要に応じて見直しを行ってきたところ。

令和元年 5 月に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（デジタル手続法）の施行により、住民基本台帳法等の改正が行われ、国外転出者による個人番号カード・公的個人認証（電子証明書）の利用等を実現するため、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を基盤とした個人認証が可能となる（該当部分の施行日は令和 6 年 5 月末までのいずれの日（未確定））。これを受けて、県においても現在開発中である戸籍の附票を本人確認の基盤として活用するための「附票連携システム」を使用する際に、特定個人情報ファイルを取り扱うことが予定されるため、特定個人情報の漏えい等の発生リスクやリスク軽減のための措置等を整理・評価する必要がある、その結果を特定個人情報保護評価書に追加するもの。

**2. 評価の実施手続**

## (1) 基礎項目評価書の作成

## ① 実施日（作成日）

令和 5 年 9 月 27 日

## ② しきい値判断結果

住基ネット利用事務は、「しきい値」である「30 万人以上」の特定個人情報を扱っていることから、基礎項目評価に加え、全項目評価の実施が義務付けられる。

## (2) 住民等からの意見募集

全項目評価書（案）について住民等からの意見を聴取

## ① 方法

県民政策コメント（パブリックコメント）に準じて実施

## ② 実施期間

令和 5 年 10 月 11 日から令和 5 年 11 月 10 日までの 1 ヶ月間

③ 主な意見

別添「住民基本台帳ネットワークに関する事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(案)」  
に対して提出された意見・情報とそれに対する県の考え方について」のとおり

(3) 第三者点検

全項目評価書(案)について滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会に諮問

(4) 個人情報保護委員会への提出・公表

全項目評価書を個人情報保護委員会に提出後、公表